

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年 12 月 13 日

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

広島県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年 12 月より実施予定】

(対象)

広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業を利用している企業

- ① 先端・成長産業集積助成事業
- ② 先端・成長研究開発集積助成事業
- ③ 企業人材転入助成事業
- ④ 研究開発機能拠点化助成事業